平成２３年（フ）第２７８６号
横浜市神奈川区羽沢南２丁目22番３―604号、開始決定時の住民票上の住所横浜市神奈川区三ツ沢上町３番13号
破産者　安達　　保
1　決定年月日　平成24年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８８号
長野県佐久市内山7786番地22
破産者　高橋　清吉
1　決定年月日　平成24年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２３年（フ）第２４４７号
名古屋市緑区横吹町902番地　横吹小菅ビル301号
破産者　棚橋　功一
1　決定年月日　平成24年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９９号
名古屋市名東区上社３丁目2003番地　ＥＡＳＴ　ＷＩＮＧ２―301号
破産者　金子　靖雄
1　決定年月日　平成24年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７０号
名古屋市天白区焼山１丁目901番地の３
破産者　山内　将義
1　決定年月日　平成24年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３７４号
愛知県江南市松竹町西瀬古301番地
破産者　野垣　稔之
1　決定年月日　平成24年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第６１３号
大阪府岸和田市小松里町2347ロイヤルウィングＢ棟206号、住民票上の住所大阪府岸和田市下野町２丁目11番３―507号
破産者　橋本　栄子
1　決定年月日　平成24年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第５７２号
広島市西区楠木町２丁目５番２―402号　コーポみやもと
破産者　神山　政子
1　決定年月日　平成24年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０号
広島市安佐北区可部１丁目10番６―４号
破産者　大塚　章弘
1　決定年月日　平成24年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５２号
熊本市北区津浦町12番50号
破産者　宮崎　哲治
1　決定年月日　平成24年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１２号
熊本市中央区帯山３丁目41番31号　グリーンウッド２号棟102号
破産者　林田　司誠
1　決定年月日　平成24年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１３号
熊本市中央区帯山３丁目41番31号　グリーンウッド２号棟102号
破産者　林田　栄子
1　決定年月日　平成24年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１２５号
宮城県柴田郡川崎町支倉台１丁目11番２屋比久様方、住民票上の住所宮城県柴田郡川崎町支倉台１丁目20番17
破産者　遠藤　雅幸
1　決定年月日　平成24年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第１３４号
福島県会津若松市館脇町１番48号　岡村ハイツ21号、前住所福島県会津若松市平安町３番35号
破産者　五十嵐一誠
1　決定年月日　平成24年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２４年（フ）第２０７号
横浜市緑区霧が丘３丁目22番地５　霧が丘グリーンタウン８棟304号
破産者　宮脇　逸馬
1　決定年月日　平成24年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０８号
横浜市緑区霧が丘３丁目22番地５　霧が丘グリーンタウン８棟304号
破産者　宮脇志津子
1　決定年月日　平成24年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４６３号
神奈川県藤沢市亀井野１丁目32番地の14
破産者　仁科　　宏
1　決定年月日　平成24年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４７０号
横浜市港北区篠原台町36番28号　白楽マンション803
破産者　神林　将人
1　決定年月日　平成24年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部